

ひゅうがし

第57号

農業委員会だより



主な内容

- 会長あいさつ 1
- 各種許可・届出の審議状況 1
- 令和4年度定例総会開催予定 1
- インタビューこの人 2
- 農地法の申請について 3
- 農業者年金について 4
- 所有者が分からない農地の
貸し借りについて 5~6
- 農地パトロールの結果 7
- 全国農業新聞について 7

「千切り大根の日」

2月17日は「千切り大根の日」です。東日本では「切り干し大根」と呼ばれていますが、まったく同じものです。千切り大根の生産が2月に最盛期を迎えることと、「千」の字を「二」と「1」に見立て、「切」の字の「七」とを合わせて2月17日としたものです。

大根を細切りにして乾燥させたのが「千切り大根」。乾燥させることで甘みが増し、うま味と栄養価が凝縮します。中でも、『リグニン』という不溶性食物繊維が豊富です。『リグニン』は便の量を増やして、腸のぜん動運動を促してくれるので便秘改善に効果的です。

また、コレステロールを体外に排出して動脈硬化の予防も期待できます。

ご挨拶



日向市農業委員会
会長 股野 満男

日頃より農業委員会の業務推進ならびに農業振興に格別なご支援を賜り心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの感染が世界中に広がり、日本国内はもとより、県内においても連日の感染報告がなされております。ワクチンの接種は第3回まで進んできておりますが終息のめどはついておらず事態は深刻化しております。一日も早い終息をご祈念申し上げます。

さて、今日の農業を取り巻く環境は、農業者の高齢化や担い手・後継者不足、耕作放棄地の増大等様々な問題を抱えています。農業委員会では、このような状況を踏まえ、市や関係機関と連携し、担い手への農地集積、営農の集約化、遊休農地の解消等生産性の向上を図るための基盤整備を行っています。今後は、これまで以上に幅広い活動に取り組み、農業者の代表として、関係機関等のご支援、ご協力をいただきながら、より地域に密着した活動をしていきたいと思います。

各種許可・届出の審議状況

(令和3年1月～令和3年12月)

	種 別	件数	面積(m ²)
許 可	農地法第3条許可 (農地賃貸借・売買等)	53	171,449.08
	農地法第4条許可 (農地転用)	15	14,086.00
	農地法第5条許可 (権利を設定・移転し転用)	28	29,246.89
	農用地利用集積計画 (認定農業者等への農地賃貸借・売買等)	137	262,635.00
届 出	農地法第4条届出 (市街化区域の農地転用)	10	3,515.00
	農地法第5条届出 (市街化区域の権利を設定・移転し転用)	125	53,148.03

令和4年定例総会開催予定

	申請締切	開催日
4月	令和4年4月15日(金)	令和4年4月28日(木)
5月	令和4年5月13日(金)	令和4年5月30日(月)
6月	令和4年6月15日(水)	令和4年6月28日(火)
7月	令和4年7月15日(金)	令和4年7月29日(金)
8月	令和4年8月15日(月)	令和4年8月29日(月)
9月	令和4年9月15日(木)	令和4年9月27日(火)
10月	令和4年10月14日(金)	令和4年10月28日(金)
11月	令和4年11月15日(火)	令和4年11月28日(月)
12月	令和4年12月15日(木)	令和4年12月27日(火)
1月	令和5年1月13日(金)	令和5年1月30日(月)
2月	令和5年2月15日(水)	令和5年2月28日(火)
3月	令和5年3月15日(水)	令和5年3月28日(火)

申請から許可まで

許可申請については、総会後2～3日で許可書を交付しています(農地法第3条第1項の規定による許可申請、非農地証明願いなど)が、県知事許可である農地法第4条及び第5条に基づく申請(転用申請)につきましては、申請締切月のおおむね翌月末に県からの許可書が発行されます。

転用申請においても、申請から許可まで、おおむね40日以内に行うこととされていますが、申請内容や書類の不備等により、それ以上に時間がかかってしまうこともあります。

許可を受ける前に行った行為は、工事中止や現状回復命令、さらには懲役等の罰則が科されてしまいます(農地法第64条第1項等)。

農業委員会では、申請書の書き方、添付書類、申請に係るスケジュール等、随時相談を受けていますので、お気軽にお立ち寄りください。

(担当が不在の場合もありますので、事前にご連絡いただけますと幸いです。)



インタビュー この人



アボカド栽培家
奈須 一也さん (55歳)

①自己紹介をお願いします。

日向市生まれ、日向市育ちで25歳から30年間、住宅設備に携わっています。50歳からは父に代わって経営もしています。実家も農業はしていないので、農地も農業経験も無かったです。

②アボカドの栽培を始めたきっかけは。

会社経営をしている友人たちと、今の事業プラスアルファ、何か事業をしたいということをよく話していました。その話題の中で、アボカドのブームが来るかもしれないと聞き、農業分野に参入を決めました。3年前から準備にかかり、知人のハウスを借りてアボカド等果樹のポット栽培を始めました。

③どのように栽培していますか。

アボカドは摂氏4度以下になると枯れてしまうため、ビニールハウス内に、電熱線と投光器、ストローブを準備しました。また、1種類だと受粉が上手くいかず結実しないため、ピンカートン、ベーコン等、6種類のアボカドを栽培しています。

受粉は、現在は手作業で行っています。去年はハウス内の温度管理が上手くいかず、何本か枯らしてしまいました。

④ビニールハウスの建設を今の場所に決めた理由は

農業経験もないため、農地取得は本当に大変でしたが、知り合いの農地利用最適化推進委員へ相談をしたところ、一緒に探してくれることになりました。塩見、富高、財光寺を中心に10件以上農地の交渉を行い、最終的に交通の便や日当たりが良く、自宅から近い農地に決めました。今考えると、一人で農地を探すのは難しかったと思います。

⑤今後の展望は。

現在、新たに取得した農地にビニールハウスを建設中で、完成後は100本程定植をします。目標は、年間2000個以上のアボカドを収穫することです。

品種にもよりますが、収穫時期は9月から1月末までで、大きさはマンゴーのL玉ぐらいです。

大切な方への贈り物として手に取っていただけるよう、丁寧に栽培することを心がけています。なので、ふるさと納税やインターネット販売を中心に、贈答用の国産アボカドとして販売していきたいと思っています。



インタビュー この人



多肉植物栽培家
高橋 友美さん

①多肉植物の栽培を始める前は看護師をしていたそうですね。

日向市に生まれ育ち、市内の看護学校を卒業しました。卒業後は、宮崎の病院で働いておりましたが、葉の種類を覚えるのが大変でした。

②多肉植物の栽培を始めたきっかけは。

家の南側に庭があり、そこで多肉植物の栽培を始めました。趣味で植物の栽培をしていましたが、始めた頃は枯らしてしまいうこともありました。

しかし、多肉植物に詳しい多くのプロガーから栽培方法を教えてもらうと、数が増えていきました。庭では手狭になったためビニールハウスを建てようと思いました。

③どのように栽培していますか。

多肉植物は、種、挿し木、挿し葉で増やしていきます。種は自分が栽培した物と外国から輸入した種を使っています。しかし、種から育てるとどうしても時間がかかったり、発芽率が落ちるため、挿し木、挿し葉が多いです。

現在、ビニールハウスには1000以上の品種があり、様々な交配を行っています。この中から、形、大きさ、色味の良い物を

選別して販売しています。販売する物には自分で名前を付けていいとのことなので自由に付けて販売しています。

④ビニールハウスを今の場所に決めたきっかけは。

農地を探していたところ、最初に声をかけた方が農業をしており、事情を話したところ空いている農地があるとの事で快く貸してくださいました。借りた農地は日当たりが良く、整地も済んでいたので満足しています。

⑤今後の展望は。

小売店での販売は考えていません。私が栽培した物はお客様に渡すまで、最後まで手をかけてあげたいからです。ひとつひとつ水をやり、手をかけて育てています。そうする事によって価値が上がっていきます。今後もインターネットを中心に販売していくかと思っています。売り上げが順調に伸びていけば、ハウスの増設を考えています。多肉植物の栽培が好きで毎日ハウスに出かけています。今、とても幸せです。本当に栽培を始めて良かったと思っています。



農地法の申請について

農地法の目的は食料の安定供給

農地法では、次の①～③により、耕作者の地位の安定と国内の農業生産の増大を図ることで、国民に対する食料の安定供給の確保に資することを基本的な考え方としています。

- ① 農地を農地以外のものとするための規制
- ② 農地を効率的に利用する耕作者による地域との調和に配慮した農地についての権利取得の促進
- ③ 農地の農業上の利用を確保するための措置の実施



農地の権利を有する者の責務

「農地の所有者または賃貸借権等を有する者は農地について、適正かつ効率的な利用を確保しなければならない」旨の責務規定が設けられています。（農地法第2条の2）

これは、平成21年12月の農地法改正により、農地法の基本的な考え方が「農地はみずから所有することが最も適当」→「農地の効率的な利用」へ変わったことに伴い、同改正で農地の貸し借りによる利用が進むことを想定して責務規定が設けられました。

① 農地の売買、贈与、交換、貸借等の許可

農地の売買、贈与、交換、貸借などには、農地法第3条第1項に基づく農業委員会会長の許可が必要です。この行為を受けない契約は無効となります。

次の場合は許可できません。

- ・ 取得後において経営面積が50アール（東郷町地域は40アール）未満の場合
- ・ 取得後に、農作業に常時従事すると認められない場合
- ・ 取得した農地のすべてを耕作すると認められない場合
- ・ 取得後に地域における農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生ずるおそれがあると認められる場合

農地を買いたい(売りたい)方
農地を借りたい(貸したい)方
農地を転用したいと考えている方

まずは農業委員会
にご相談ください



② 農地の転用

農地の転用とは、農地を住宅や資材置場、駐車場など耕作目的以外で使用することです。農地転用する場合は、農地法第4条第1項または農地法第5条第1項に基づく県知事の許可が必要です。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者
第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者 (農地所有者)	県知事
第5条	事業者等が農地を買って(又は借りて)転用する場合	売主(貸主) (農地所有者) と 買主(借主) (転用業者)	

次の場合は許可できません。

- ・ 転用を希望する農地が農業振興地域計画区域内の農用地区域や過去に土地改良事業が行われた農地
- ・ 転用事業を行う資力が無い
- ・ 転用事業を行うにあたり、都市計画法等、他の法律の許可の見込みがない場合
- ・ 転用する農地の場所が周辺の耕作に支障がある場合

非農地って何？

土地登記簿の地目が農地であるにもかかわらず、次のいずれかに該当し、現況が農地でないとして認められた農地。

- ① 農地法施行(昭和27年10月21日)以前から農地以外の土地であったもの
- ② 自然災害による災害等で農地として復旧が著しく困難な土地
- ③ 農地法第4条第1項各号(第2号を除く)及び第5条第1項各号に規定する場合に該当し、農地以外の土地となっているもの
- ④ 10年以上耕作放棄されかつ将来的にも農地として使用することが困難な土地



現地調査の様子

非農地であることを証明して欲しい場合には、非農地証明願を提出していただき、現地調査を経て農業委員会総会で承認されれば、非農地証明を発行しています。
(証明料300円、現地調査料500円)

農業者年金に加入しましょう

**知らないと損する、
農業者年金のはなし**

「老後なんて、まだ先の話」・・・若い農業者は考えているかもしれないが、働いているとあつという間に60歳となり老後の不安を抱えたまま農業を続けることになりかねません。

そこで、今回は、早期に農業者年金に加入するメリットや国が保険料の一部を補助するといったお得な情報をお知らせします。

若い農業者は保険料の国庫補助を積極的に活用しよう

若い農業者には、次の3つ要件を満たせば、手厚い政策支援（補助金制度）を受けられます。政策支援として、月額2万円の保険料のうち1万円また6千円、4千円の国庫補助を受けられます。（ただし、国庫補助を受ける期間の保険料は2万円に固定）

3つの加入要件として、

- ① 39歳までに加入し、60歳までの保険料納付期間などが20年以上見込まれること
- ② 農業所得（配偶者、後継者の場合は支払いを受けた給与など）が900万円以下であること。
- ③ 左記の表1の区分1～5該当にすることです。

なお、保険料の国庫補助を受けられる期間は、ア35歳未満であれば保険料の国庫補助要件を満たしている全ての期間イ35歳以上であれば10年以内とされ、アとイを通算して最長20年となっています。

区分	国庫補助対象者(必要な要件)	被保険者負担額(国庫補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
2	認定新規就農者で青色申告者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
3	区分1又は2の者と家族経営協定を締結し経営に参画している配偶者または後継者	1万円	1万円	1万4千円	6千円
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす者で、3年以内に両方を満たすことを約束した者	1万4千円	6千円	1万6千円	4千円
5	35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の者となることを約束した後継者	1万4千円	6千円		

表1 国庫補助対象者と月額保険料

加入年齢	納付期間	性別	保険料の国庫補助のない加入の場合		保険料の国庫補助を受ける加入の場合			
			保険料本人負担総額	農業者年金老齢年金支給額(年間)	保険料本人負担分総額	支給総額(年間)	農業者老齢年金支給額	特例付加年金支給額
20歳	40年	男性	960万円	76万円	744万円	77万円	55万円	22万円
		女性		64万円		64万円	46万円	18万円
30歳	30年	男性	720万円	50万円	588万円	51万円	39万円	12万円
		女性		42万円		42万円	33万円	9万円
35歳	25年	男性	600万円	39万円	528万円	40万円	34万円	6万円
		女性		33万円		33万円	28万円	5万円

表2 農業者年金の支給額(年額)の試算(保険料月額2万円の場合)

早く加入するほどメリットは大きい
したがって、加入年齢が早いほど国庫補助が長く、より大きなメリットを受けられます。表2を参照
他の公的年金をみても、加入者が納付する保険料に国庫補助があるのは農業者年金だけです。
表2を見て分かるとおり、政策支援加入が可能ないずれの年齢層においても、「保険料の国庫補助のない加入の場合」に比べて、「保険料の国庫補助を受ける加入」の方が年金支給額が多い、または同等です。（ただし、国庫補助部分の年金を受給するには、経営継承が必要です）

税制面で大きな優遇

・積立方式・確定拠出年金で運用は安心です。制度発足以降18年間の運用利回りの平均は、年率で+2.55%です。運用益は非課税で年金原資として積み上がります。

支払った保険料は全額社会保険料の控除対象となります。

・年金を受け取る際には、公的年金による所得として公的年金控除を受ける事ができます。

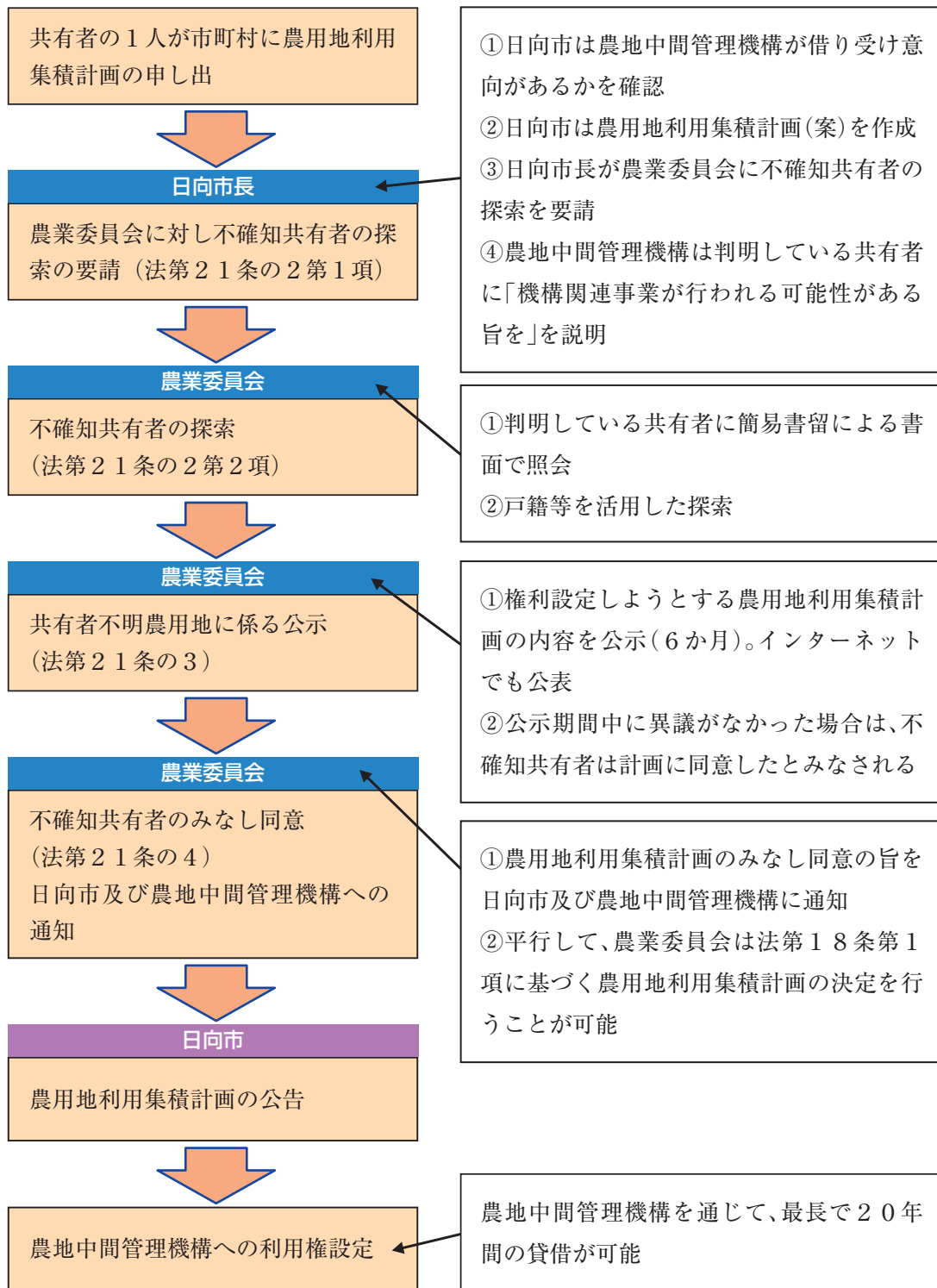
「まだ、若く経営が安定しないので、そのうち」と考えるかもしれませんが、保険料の国庫補助を上手く活用すれば、月々の負担を少なく、ご自身や家族の老後の生活に備えることが出来ます。

ぜひこの機会に農業者年金の加入についてご検討下さい。

加入についての相談は、農業委員会事務局か最寄りのJA各支店にお問い合わせ下さい。

課税対象所得	税率	保険料月額2万円(年額24万円)の場合	保険料月額6万7千円(年額80万4千円)の場合
195万円以下	15.1%	3万6千円	12万1千円
195万円超330万円以下	20.2%	4万8千円	16万2千円
330万円超695万円以下	30.4%	7万3千円	24万4千円

表3 ※保険料控除分の節税額の目安(所得税・住民税・復興税特別所得税)



共有者の1人が管理している農地の貸借手続きについて

共有者不明農用地等(過半の共有持分を有する者を確知できない農用地)については、共有持分を有する者が1人でもいれば、日向市の要請に基づいて農業委員会が不確知共有者(共有持分を有

する者であって確知することができない者を探索し、「共有者不明農用地に係る公示」の手続きを経て、農地中間管理機構へ貸し付けることができます。(具体的な手続きの流れは左図参照)
法改正以前は5年以上の貸付、または貸付そのものが困難であった相続未

登記農地について、借りた方、貸したい方(固定資産税の納税等、事実上の管理者)からの申出があれば、「適切な配慮(省令第16条)」を行う必要がある、所有者不明であることを理由に借り受けられないことは適切ではないとされています。

ただし、この手続きには最低でも半年の期間を要するため、申出者の希望する期日までに手続を完了させることが困難な場合もあります。
また、この手続きにより利用権が設定された後で所有者が見つかった場合でも、そのことを理由に利用権が解除されることはありません。

このように、相続未登記農地でも有効活用できるよう、法改正も行われていますが、その手続きは正式に登記が完了している農地に比べ、依然として煩雑です。

相続登記はなぜ必要なのか

農地法第3条の3でも、相続により農地の権利を取得した場合、遅滞なく(権利を取得したことを知った日からおおむね10カ月以内に)農業委員会に届け出をすることとされています。

この届出は、法務局での相続登記完了後に行うものとなっています。
将来世代の負担を増やさないために

も、所有農地について、誰が相続し、耕作していくのか、日頃から家族で話し合いを行うことは非常に重要です。特に、後継者が不明な場合は、相続未登記農地、さらには荒廃農地となってしまう可能性も高いです。

荒廃農地の発生は、その周辺農地にも影響を与えてしまいます。

相続未登記農地、荒廃農地の新たな発生を防ぐためにも、農地に関するお困り事はお近くの農業委員、または農業委員会事務局へお早めにご相談ください。

所有者が分からない農地の貸し借りについて

法改正前は・・・

以前の農業経営基盤強化促進法では、相続未登記農地の場合、貸借を行うには相続人の持分の内、過半を超える者の同意を得る必要がありました。何世代も前から相続登記されていないと、同意をとるべき相続人の数が多く、探索に大変な労力と時間がかかり、手続きが進めづらい状況でした。

相続未登記農地とは

農地の所有者（登記名義人）が死亡した際に、登記をそのままにしておく、その農地は相続人全員の共有となります。

その後、相続が繰り返されると、共有者がねずみ算式に増えていきます。（図1参照）

このように、登記名義人死亡後、相続登記がされていない農地を相続未登記農地と称します。

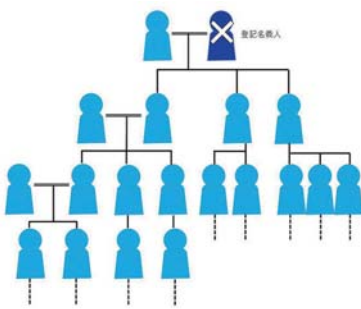


図1 相続関係図(例)

手続きの簡素化、利用権の長期設定が可能に

平成30年11月16日に法律が施行されてからは、相続未登記農地の相続人（共有者）の一人が、簡易な手続きで農地中間機構へ貸付けを行うことができるようになりました。

また、相続人の探索範囲も登記名義人の配偶者と子までに簡素化されるとともに、利用権の設定期間も5年から20年と大幅に長期化され、より活用しやすくなりました。

共有者の誰か1人が分かっていたら、農業経営基盤促進法上の手続きを、共有者が誰も分からない場合（全員が相続放棄の場合を含む）や反対者がいる場合には農地法上の手続きを取ることとなります。今回は、農地中間管理事業を活用する、農業経営基盤促進法上の手続きについてご紹介します。

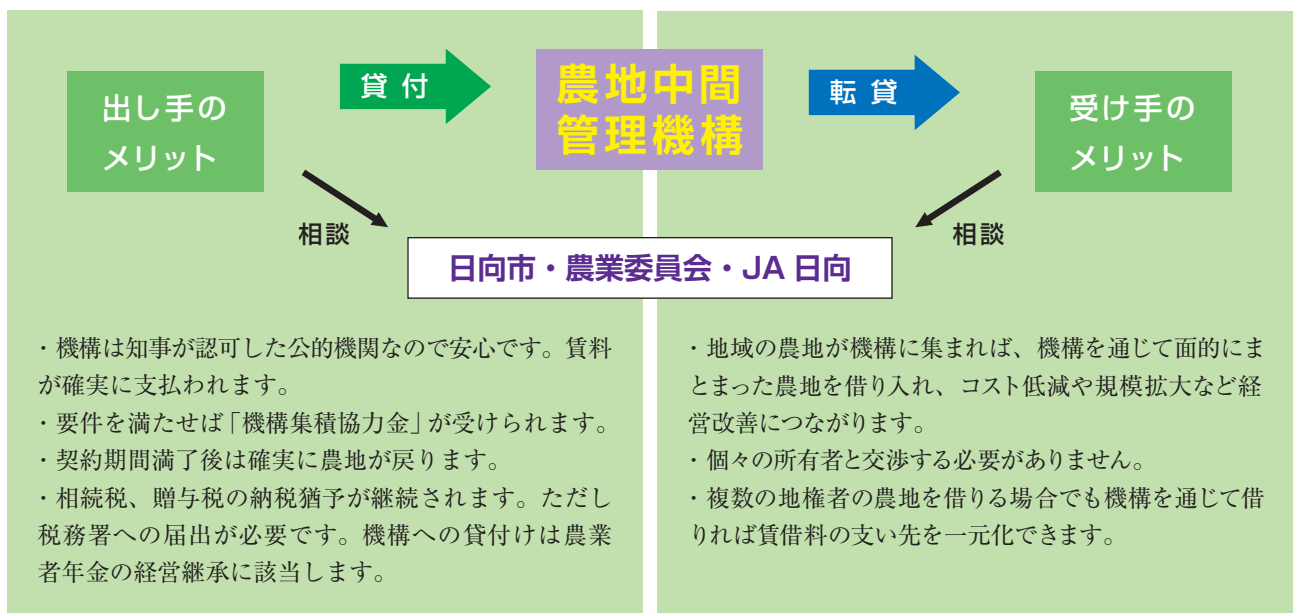
農地中間管理機構とは

下図にあるとおり、「農地を貸したい人」と「農地を借りて農業をしたい人」を結びつける公的の制度です。所有者は貸したい農地を、使いたい人は借受希望者として、機構に登録します。

農地中間管理機構が、この登録情報を見て両者をマッチングさせる仕組みであり、農地バンクとも称します。

「参考」農地中間管理機構、農地中間管理事業とは？

農地中間管理事業とは、知事が認可した公的機関である「農地中間管理機構」が、農地を貸したい所有者から農地を借り入れ、借り受け希望者へ転貸する仕組みです。



- ・ 機構は知事が認可した公的機関なので安心です。賃料が確実に支払われます。
- ・ 要件を満たせば「機構集積協力金」が受けられます。
- ・ 契約期間満了後は確実に農地が戻ります。
- ・ 相続税、贈与税の納税猶予が継続されます。ただし税務署への届出が必要です。機構への貸付けは農業者年金の経営継承に該当します。

- ・ 地域の農地が機構に集まれば、機構を通じて面的にまとまった農地を借り入れ、コスト低減や規模拡大など経営改善につながります。
- ・ 個々の所有者と交渉する必要がありません。
- ・ 複数の地権者の農地を借りる場合でも機構を通じて借りれば賃借料の支払い先を一元化できます。

農地パトロール

農地パトロールで荒廃農地の実態を把握

令和3年11月1日(月)

～11月30日(火)／市内一円

農業委員会は例年夏から秋にかけて荒廃農地の実態把握と違反転用の発生防止を目的に、委員と職員が同行し、市内各地域の農地パトロールを行っていましたが、新型コロナウイルス感染拡大が収束しない状況が続いていたため、本年度は職員が同行せず、委員が担当地域を1ヶ月かけて農地パトロールを行いました。

その結果、新たな再生可能な荒廃農地を約13ヘクタール発見しました。荒廃農地は、病害虫や有害鳥獣の発生原因となり、枯れ草になんらかの原因で火がつき原野火災の可能性もあり、周辺の住民や耕作者に迷惑をかけるだけでなく、景観や生活環境の悪化につながる恐れがあります。

今回発見した荒廃農地は、所有者に耕作の再開や農地中間管理機構の活用を促す利用意向調査を行い、適切な農地利用の推進を図っていきます。



編集後記

先日、美々津町の百町原を車で通っていると、この時期に最盛期を迎えている千切り大根の収穫が行われていました。宮崎県は日本一の生産量を誇り、様々な料理と相性が良いそうです。特に百町原は、太平洋からの乾燥した冬の風が細かく切った大根を乾燥させるのに最適とのことでした。

千切り大根用の大根を見せてもらいましたが、スーパーで普段見かけるものの優に3倍はありそうな、かなり巨大なものでした。以前農家の方からいただいた時は、大根おろし、ぶり大根だけでは使い切れず、漬物にしてやっと食べ切れたのを思い出しました。

千切り大根は、天日干しすることで生の大根より栄養価が増えておいしくなります。これからの季節、ぜひ食べてみて下さい。

全国農業新聞

全国農業新聞を購読しませんか

全国農業新聞は、農業者の公的代表機関の農業委員会系統組織が発行している週刊の農業総合専門誌です。週刊という特徴を生かし、情報をつかみやすいように解説的にまとめています。

- ①わかりやすい農業・農政の解説
- ②みんなが知りたい経営・流通の最新情報が満載
- ③女性や担い手、新規就農者を応援
- ④スマホ・タブレット・PCでいつでもどこでも読める電子版を配信中。郵送(新聞本紙)購読者なら無料で読めます。
<https://agrionline.jp>

■毎週金曜日発行

■購読料 月額700円 月4回発行

■発行所 全国農業会議所

興味のある方は、農業委員会事務局へ申し込みいただければ、全国農業新聞の見本誌を郵送いたします。

購読のお申し込みはお近くの農業委員、または農業委員会事務局へ
《ホームページ》

<https://www.nca.or.jp/shinbun>



編集・発行

日向市農業委員会

〒883-8555

日向市本町10番5号 日向市役所3階北側1番窓口

TEL:0982-66-1043

FAX:0982-52-0047

E-mail:nogyo@hyugacity.jp